



早いもので、今年も暮れようとしています。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向▶▶▶▶▶

① 化学物質排出把握管理促進法に係る「指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針」の一部を改正（経済産業省・環境省）

令和4年11月4日、標記の指針の一部を改正する告示が公布され、同日から施行となった。化学物質の管理の体系化に配慮すべき事項として、指定化学物質等の管理状況に関する地方公共団体への情報提供及び災害による被害の防止に係る平時からの取組について追加された。

[もっと詳しく☞](#)

[経済産業省（指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針の一部を改正する告示について（令和4年11月4日 公布））](#)

② 「化学物質管理に係る専門家検討会」の中間取りまとめを公表（厚生労働省）

厚生労働省は、標記検討会の中間的な取りまとめの資料を公表した。検討会で掲げる検討事項のうち、労働者のばく露が濃度基準値以下であることを確認する測定等についてとりまとめており、個人サンプリング法による作業環境測定の適用拡大等の方針も示している。

[もっと詳しく☞](#)

[厚生労働省（「化学物質管理に係る専門家検討会」の中間取りまとめを公表します）](#)

③ 職場における化学物質対策の情報ページを公開（厚生労働省）

厚生労働省は、職場の化学物質対策に関する情報を取りまとめたウェブページを公開した。新たな化学物質規制や過去の法令改正等を項目別に確認できる。

[もっと詳しく☞](#)

[厚生労働省（職場における化学物質対策について）](#)

海外動向▶▶▶▶▶

① ポリ塩化ビニル（PVC）及び添加剤の制限提案に向けた情報募集（ECHA）

ECHAは、ポリ塩化ビニル（PVC）及びその添加剤について、REACH規則の制限提案に向けた意見及びエビデンスの募集を開始した（2023年1月6日まで）。PVC及びその添加剤の用途、使用量、（可能であれば）放出及びばく露の実測値に関する情報提供が求められている。

[もっと詳しく☞](#)

[ECHA（Current calls for comments and evidence）](#)

② PFASのための包括的な戦略ロードマップの進捗報告書を公表（米国 EPA）

米国EPAは、2021年10月に発表したペル/ポリフルオロアルキル化合物（PFAS）汚染に対処するための戦略的ロードマップについて、EPAが1年目に実施した主要な活動に関する進捗報告書を公表した。報告書には来年実施予定のPFOA及びPFOSに対する国家飲料水基準の提案や上流におけるPFAS排出制限等の内容も含まれる。

[もっと詳しく☞](#)

[U.S.EPA（EPA Highlights Important Progress in Protecting Communities from PFAS）](#)

③ 飲料水中の汚染物質候補リスト（CCL5）を公表（米国 EPA）

米国EPAは11月2日、飲料水中の第5次汚染物質候補リスト（CCL5）を公表した。本リストにはPFAS類のほか、66の個別にリスト化された化学物質、シアノトキシン類と消毒副生成物（DBPs）及び12の微生物が含まれる。CCL5に収載された物質は現在EPAの飲料水規制対象となっていないが、安全飲料水法（SDWA）の下で規制が必要とされる可能性のある優先汚染物質として特定されている。

[もっと詳しく☞](#)

[U.S.EPA（EPA Issues Final List of Contaminants for Potential Regulatory Consideration in Drinking Water, Significantly Increases PFAS Chemicals for Review）](#)

④ ドイツが REACH 規則におけるビスフェノール類のグループ規制案を提出（ECHA）

ECHAは、ドイツからビスフェノール類に対するREACH規則の制限案が提出されたことを公表した。規制対象はBPA、BPB、BPS、BPF及びBPAFの5物質で、10 ppm（0.001重量%）以上の混合物及び成形品の上市の制限が提案されているが、規制オプションについては複数の案が示されている。

[もっと詳しく☞](#)

[ECHA（Submitted restrictions under consideration）](#)

特集：労働安全衛生法改正に基づく作業者リスクアセスメント

労働安全衛生法（安衛法）において事業者の義務とされているリスクアセスメントは、具体的には以下に示す方法により行うこととされています（2015年9月18日付指針、公示第3号「化学物質等による危険性又は有害性の調査等に関する指針」）。

- ・ 定性的なリスクアセスメント（化学物質の有害性の発生可能性と、有害性の程度を考慮する方法）
- ・ 定量的なリスクアセスメント（労働者のばく露濃度等と化学物質の有害性の程度を考慮する方法）
- ・ その他、上記に準じる方法



【例】



数値モデルの利用等



個人ばく露測定等

さらに、2022年2月及び5月には、「職場における化学物質の自律的な管理」を念頭においた新たな政省令が交付されました。化学物質管理体系の見直しや、実施体制の確立など、多くの改正内容が含まれますが、リスクアセスメントの実施に関する以下の改正も含まれていますので、注意が必要です。

- ★ SDS 交付（及びリスクアセスメント実施）義務の対象物質が 2024 年 4 月に 234 物質、2025 年 4 月に 675 物質、2026 年 4 月に 827 物質がそれぞれ追加されます。
- ★ 2024 年 4 月から「化学物質管理者の選任」が義務化され、リスクアセスメントの実施や、結果に基づくばく露防止措置の選択及び実施が求められるようになります。
- ★ リスクアセスメントの結果及びリスク削減措置の内容等は、関係労働者に周知して記録を作成し、次のリスクアセスメントまでの期間（最低3年間）は保存しなければなりません。
- ★ 国が濃度基準値を設定した物質については、労働者のばく露の程度を、濃度基準値以下としなければなりません。（定性的なリスクアセスメントは適用できません）

CERI では、職場におけるリスクアセスメントの実施に関するご相談やリスクアセスメントに用いる SDS/ラベルの作成及び見直しを承っています。お気軽にお問い合わせください。

お知らせ

○日本毒性学会 第3回毒性評価値設定講習会

日本毒性学会主催の講習会において、本機構の林職員が講師を務めます。本講習会の申込は締め切られていますが、内容に関するお問合せは随時承りますので、お問い合わせください。

本講習会は、許容値（PDE）算出の基本的な考え方の共有及びこれに従事するトキシコロジストの育成を目的としています。

🔗 http://jsot.jp/lecture/training_session.html

日時：2022年12月12日(月) 13:00～17:45

会場：WEB 開催

ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問い合わせください。



一般財団法人 化学物質評価研究機構

Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136（担当：茅島、佐野）

URL: <https://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp